特別養護老人ホームおさなぎ
運営規程

社会福祉法人 明東会

特別養護老人ホーム おさなぎ 運営規程

第１章　総　　則

（施設の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人　明東会が設置経営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームおさなぎ（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定介護老人福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　本施設は、法の基本的理念及び関係法令に基づき、入居者に対し心身の状態に対応した適切な処遇と必要な生活機能訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活ができるように運営し、もって社会福祉に寄与することとする。

（施設の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　特別養護老人ホームおさなぎ

（２）所在地　東根市中島通り一丁目２５号

（入居定員等）

第４条　本施設の入居定員等は、次のとおりとする。

入居定員 80 名、ユニット数８ユニット、ユニットごとの入居者定員 10 名

第２章　職　　員

（職員の職種）

第５条　本施設に次の職員を置く。

（１）施設長

（２）医師

（３）事務職員

（４）介護支援専門員

（５）生活相談員

（６）機能訓練指導員

（７）看護職員

（８）介護職員

（９）管理栄養士

（職員の員数及び職務内容）
第６条　職員の員数及び職務内容は、次のとおりとする。
（１）施設長　　１名
理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を統括する。
（２）介護職員　　４５名
入居者の日常生活の介護、介助及び相談等の業務に従事する。
（３）介護支援専門員　　２名
入居者の施設サービス計画作成等の業務に従事する。
（４）医　師（非常勤）　１名
入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導などに従事する。
（５）生活相談員　　１名
入居者の生活相談に応じ指導、助言等の業務に従事する。
（６）看護職員　　６名
入居者の看護、保健衛生指導等の業務に従事する。
（７）機能訓練指導員　　１名
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
（８）管理栄養士　　１名
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
（９）事務職員　　４名
施設の庶務及び会計事務に従事する。
2　職員の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会　　議)
第７条　施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。
（１）主任統括会議
（２）職員会議
（３）処遇会議
2　会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

（職員心得）
第８条　職員は、施設の目的と運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努めるとともに、入居者に対しては常に深い理解と愛情をもって接遇し、職員相互の融和と協力を図り、もって処遇の充実向上に努めなければならない。

第３章　サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第９条　施設サービス内容は次のとおりとし、指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の支払う額は、介護保険負担割合証で指定された利用者負担割合の額とする。

（１）生活相談　（相談援助等）

（２）機能訓練　（日常動作訓練等）

（３）生活介護サービス全般（入浴、排泄、食事等の介助）

（４）健康管理

（５）食事の提供

（６）その他

2　その他日常生活費及び特別なサービス等の費用の額については別表に定めるとおりとする。

3　第１項及び第２項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

第４章　施設の利用に当たっての留意事項

(入居者の規律)

第１０条　入居者は、次の事項を守らなければならない。

（１）日常生活は、この運営規程に従い、職員の指導、指示に協力すること

（２）他人に迷惑をかけず、相互の融和をはかるよう努力すること

（３）身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること

（４）建物や備品及び貸与品は、大切に取り扱うよう努めること

（５）火災防止上、次の点については特に注意を払い火災防止に協力すること

　ア　火災のおそれのある物品は、施設内に持ち込まないこと

　イ　火災防止、危険を感じたときは直ちに職員へ通報すること

（６）敷地内禁煙とする。

(面　　会)

第１１条　入居者に面会しようとする外来者は、指定した場所で面会しなければならない。

(外出、外泊)

第１２条　入居者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出、許可を受けなければならない。

(健康保持)
第１３条　入居者は努めて健康に留意し、特別な事由がない限り施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(衛生保持)
第１４条　入居者は施設及び居室での清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力しなければならない。

(緊急時等における対応)
第１５条　介護福祉施設サービスの提供を行っている時に入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するの等の必要な措置を講ずることとする。
2　入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、配置医、当該入居者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3 入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身上変更の届け出)
第１６条　入居者は身上に関する重要な事項について変更が生じたときは、速やかに施設長又は生活指導員に届け出なければならない。

第５章　非常災害対策

(非常災害対策)
第１７条　施設長は災害管理者を定め、災害対象物について災害管理上必要な業務を次のとおり行わせるものとする。
（１）消防計画、災害計画の作成
（２）避難の訓練等の実施
（３）消防用設備等の点検及び整備
（４）避難、災害上必要な構造及び設備の維持管理
（５）地域住民との密接な連携体制の確保
2　職員は常に災害防止と入居者の安全確保に努めなければならない。

第６章　ハラスメント対策

（ハラスメント対策）
第１８条

（１） 施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場においてハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行う。
（２） ハラスメントに対する相談窓口を設置し、適切に対応するために必要な体制を整備する。
（３） ハラスメント防止を図るため職員に対し、必要な研修を実施する。
（４） ハラスメント被害者への配慮のため、行為者に対して一人で対応させない等、必要な措置を講じる。

第７章　感染症対策

（感染防止対策）
第１９条
（１） 施設は、施設内感染の蔓延防止に努め、職員の定期健康診断、感染防止対策委員会等を実施する。
（２） 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、不測の事態により感染者が発生した場合は、適切な措置を講じ関係機関（保健所・医療機関、行政機関）と連携を図る。
（３） 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施する。

第８章　虐待の防止

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第２０条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
３　施設は虐待または虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに関係機関に通報するものとする。

第９章　その他施設運営に関する重要事項

（協力医療機関）
第２１条　本施設の協力医療機関は、医療法人社団明山会山形ロイヤル病院、医療法人社団斗南会秋野病院、北村山公立病院、とよたか歯科医院とする。
(重要事項の提示)
第２２条　施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)
第２３条　施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
2　施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）
第２４条　施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。
2　施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（身体拘束等）
第２５条　施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
2　施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを記録しなければならない。

（苦情処理）
第２６条　施設は、入居者からの苦情などに対する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する入居者の要望、苦情に対し、迅速に対応するものとする。

（その他）
第２７条　介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
（１）採用時研修　　採用後６か月以内
（２）継続研修　　年１回
2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3　従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるもののほか、必要な事項については施設長が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附　　則

この規程は、平成１７年　１２月１日から施行する。
この規程は、平成１９年　５月２２日から施行する。
この規程は、平成２１年　７月　１日から施行する。
この規程は、平成２６年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成２７年　８月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。
この規程は、平成３０年　６月　１日から施行する。
この規程は、令和　２年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　３年　８月　１日から施行する。
この規程は、令和　５年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　１月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。
この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。

別表　（特別養護老人ホームおさなぎ）

介護保険給付対象外サービス

ご利用サービス	利用料金	備考
居住費	2,300円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、下記の通り減額されます。
食　費	1,700円／日	介護保険負担限度額認定証をお持ちでない方 ※『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、下記の通り減額されます。
エンゼルケアセット	①5,500円／一式 ②3,500円／一式	施設内で看取られた場合の死亡後の浴衣や処置に係る費用（①浴衣あり　②浴衣なし）
貴重品管理料金	100円／日	年金証書、通帳、印鑑、保険証等
特別な食事（誕生日食）	①通常食　刻み食提供の方 250円／1食 ②ソフト食提供の方　50円／1食	入居者の誕生日に希望があった場合の、特別な食事の提供時
買物代行料	100円／1回	入居者より依頼を受け、買い物の代行を行った時
個人的外出における移送・搬送・付添サービス	燃料費（往復） ①0～10km　100円 ②10～20km　200円 ③以下10kmを超過するごとに100円の加算	入居者が個人的な理由で外出した際に、施設車両（職員が送迎）を使用した場合
	①0～4時間の付き添い 1,000円／1回 （職員一人につき） ②4時間以上の付き添い 1,500円／1回 （職員一人につき）	入居者が個人的な理由で外出した際に、職員が付き添った場合
理髪サービス	実費	カット、顔そり、その他パーマ、カラー（別料金＝業者徴収）
クラブ活動	一部実費	生け花や書道、料理などの材料費がかかる場合は実費
日常生活上必要となるもの	実費	日常生活に要する諸費用等（ウロバッグカバー、口腔ケア用品、嗜好品等、その他日常生活に必要となるもの等）
レクリエーション行事	一部実費	入場料、入園料などの費用、実費にかかる行事の場合等
持ち込みの家電品	テレビ　300円／月 ラジオ　100円／月 携帯電話　200円／月 パソコン機器　300円／月 DVD等　300円／月 空気清浄機・加湿器等　200円～3,000円／月 電気毛布　400円／月 電気ポット　300円／月 こたつ　300円／月 冷蔵庫　500円／月	季節電化製品（加湿器・こたつ等）は使用期間を設定し請求
その他	複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円　実費	

※　居住費の減額について

居住費については、次の方は、減額の対象となります。（市町村の認定が必要となります。）

第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1日　2,300円　⇒　880円
第2段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	1日　2,300円　⇒　880円
第3段階①	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額が80万円超等	1日　2,300円　⇒　1,370円
第3段階②	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方	1日　2,300円　⇒　1,370円

※　食費の減額について

食費については、次の方は、減額の対象となります。（市町村の認定が必要となります。）

第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	1日　1,700円　⇒　300円
第2段階	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	1日　1,700円　⇒　390円
第3段階①	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額が80万円超等	1日　1,700円　⇒　650円
第3段階②	住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方	1日　1,700円　⇒　1,360円